

JARL

倉敷クラブ報

第356号

2021年10月 9日 (土)



JARL 倉敷クラブ (登録番号31-1-1)

クラブ局 JA4YAB

<http://www.jarl.com/ja4yab/>

クラブ代表者 土井 淳 (JE4NHC)

〒710-0005 倉敷市西岡1073

目 次

| | | |
|--------------|---------|---|
| はじめに | JA4KI | 1 |
| オール岡山コンテスト参加 | JH4GNE | 2 |
| お知らせ | 出稿JA4KI | 3 |
| NEWS | 出稿JA4KI | 5 |

次回定例ミーティングのお知らせ

定例ミーティングの開催についてはクラブのホームページにて発表致しますので、ホームページの情報をご確認の上でお間違えの無いようにお気を付け下さい。

倉敷クラブの管理するレピータ

JR4WH 439.76MHz (運用責任者：JH4E00)

倉敷クラブ役員

| | | | |
|----------|-----------|------------|--------|
| | 会 長 (代表者) | JE4NHC | |
| 会 計 担 当 | JH4GNE | ミーティング 担当 | JE4GJV |
| 監 査 担 当 | JH4E00 | ミーティング 担当 | JR4BXX |
| 庶 務 担 当 | JL4TTY | ク ラ ブ 報 担当 | JA4AJB |
| アワード 担 当 | JL4TTY | ク ラ ブ 報 担当 | JH4GNE |

クラブ報の原稿はミーティングの2週間程度前迄に、クラブ報担当までEメールでもし出来ない時は持参でお願いいたします 原稿の寸法は表紙の外枠(13.5×21.5cm)です クラブ報担当 JA4AJB.JH4GNE

クラブ報はミーティングの会場にはございませんので定例ミーティングまでに然るべき方法にて受領され定例ミーティングにご持参下さい

アマチュア無線ほか無線関係の国家試験情報は倉敷クラブのホームページ下部「関連先のホームページ」の中にある 日本無線協会(J.R.I.)にありますので、関心のある方は協会のページに行ってお覧下さい

はじめに

J A 4 K I 吉岡 謙

旧スプリアス規格から、新スプリアス規格への移行は、今までも色々と勘違いや、無知などによって、かなりのトラブルがあり、多くの方々から、色々と多くの問い合わせをいただいた。

ところが予期しなかった新型コロナウイルスによる影響が色々な方面にまで及び、我が家では、クーラーの部品が、オーダーして何ヶ月にもなり、夏も過ぎそうになっているのにまだ入って来ない。

総務省の方にも影響が出て、旧スプリアス規格（2007年11月以前に製造された古い規格の無線機）は、17年にもわたる猶予期間を経て、2022年12月以降は使えなくなることになっていたが、現在のコロナ下で、これを確実に実施することは、好ましいことではないなどのことから、コロナの収息を考慮して、期限の「2022年12月」を、「当分の間」とすることにした。

総務省は、無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を8月3日に公布し、即日施行した。

これにより、「2022年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することができる。」旨の条件が付されているものと見なす、という経過措置の下で、旧スプリアス規格の無線機を使用することができるようになった。

わたくしの1.8～28MHzの500W送信機は、たぶん私の生存期間中は継続して使うことができそうで、ホッとしている。

倉敷クラブ第34回オール岡山コンテスト参加

de JH4GNE

今年の9月12日(日)に開催された、第34回オール岡山コンテストに当クラブが「JA4YAB」のコールサインで参加しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、21都道府県に「緊急事態宣言」、12の県に「まん延防止等重点措置」が発令された特殊な状況下で、オール岡山コンテストが開催されました。

「岡山県内への移動運用は禁止する。」また「マルチオペも禁止」となった為にJE4NHC 土井会長さんが自宅から参加してくださいました。

50MHz、144MHz、430MHz、1200MHz 帯のデジタルモードでの参加で トータル 156局 との交信が出来ました。

ちなみに、ログの提出とQSLカードの発行は完了しています。

J A Y

Confirming Our QSO
To Radio JA Y/3
京都府八幡市 移動

| DATE | TIME | SIGS | BAND | MODE |
|----------------|-------|------|---------|------|
| Day Month Year | JST | dB | MHz | 2way |
| 12 09 2021 | 15:25 | -09 | 144.460 | FT8 |

Rig: Pwr: W
Ant: ; 4mH QSL: 1 Way
Rmks: FBな交信ありがとうございました
In 第34回 オール岡山コンテスト

創立60周年記念「岡山神社巡りアワード」他 発行中
詳しくは下に書いてあるクラブのホームページの
アドレスでご覧下さい

MA-1026, ZA-1411, 瀬戸(SP)-27, WF-311-1 or WF-560, 該当地
MA-1026, ZA-1411, 瀬戸(SP)-27, WF-311-1 or WF-560, 該当地

JA4YAB

OP : JE4NHC (土井)

QTH : 岡山県倉敷市
(JCC#3110, GL:PM64VQ, IOTA:AS-007)

常置場所 : 岡山県倉敷市西岡 (GL: PM64VQ)
URL : <http://www.jarl.com/ja4yab/>



JARL倉敷クラブ創立60周年記念

岡山神社巡りアワード

パーフェクト賞


吉備津彦神社

岡山神社

安仁神社

牛窓神社

和気神社


作楽神社

水山神社

阿智神社

足高神社


天石門神社

中山神社

由加神社

備中国師社宣

日野坂龍乳穴神社


古備津神社

穴門山神社

備中国師社宣

備中国師社宣

日野坂龍乳穴神社

ZONE 25 OKAYAMA

JA4YAB

JCC # 3102

お 知 ら せ

◎アマチュア無線技士国家試験

これから後の国家試験は、次のとおり予定されています。

- ・第一級・第二級アマチュア無線技士

試験は、第一級アマ技士が12月4日(土) 9:30～

第二級アマ技士が12月5日(土) 〃 で、

近隣の試験地は、広島市や大阪市、松山市等です。

受験申請は、10月1日(金曜日)から20日(水曜日)までです。

試験地を管轄する協会へ、申請してください。

- ・第三級・第四級アマチュア無線技士

11月期までの試験の受付は、すでに締め切られました。

12月期以降の試験は、大阪 2021年12月 5日(日)

2022年 1月29日(土)

広島 2022年 1月30日(日)

試験の受付期間は 12月期 10月1日(金)～20日(水)

2022年1月期 11月1日(月)～22日(月)で、

インターネットによる受付は、曜日にかかわらず、受付月の1日から20日迄です。

(出典 日本無線協会 アマ技士国試案内 出稿 JA4KI)

◎新スプリアス規格への移行期限延長決定

先号でもお知らせしたこの件については、移行期限の延長の決定が、8月3日付け官報で公示されました。

(出典 官報8月3日号 出稿 JA4KI)

省 令

〇総務省令第七十五号
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年八月三日
無線設備規則の一部を改正する省令
無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

総務大臣 武田 良太

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>附則 第三条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録（以下「免許等」という。）を受けている無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。以下同じ。）の無線設備の条件については、新規規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 総務大臣は、この省令の施行の日から平成十九年十一月三十日（総務大臣が別に告示する条件に適合する場合）については、平成二十九年十一月三十日までの間に限り、新規規則の規定にかかわらず、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。</p> <p>〔315 略〕</p> <p>第五条 この省令の施行前に行われた法第三十八條の二の二第一項に規定する技術基準適合証明若しくは法第三十八條の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下この条</p> | <p>附則 第三条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録（以下「免許等」という。）を受けている無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。以下同じ。）の無線設備の条件については、新規規則の規定にかかわらず、平成三十四年十一月三十日までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 〔同上〕</p> |

において「技術基準適合証明等」という。）又は法第三十八條の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認（以下この条において単に「技術基準適合自己確認」という。）により表示が付された無線設備（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百五十七号）による改正前の証明規則第二条第一項第一号から第一号の八までの無線設備を除く。第四項及び第五項において同じ。）の表示については、当分の間、なおその効力を有する。

〔216 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この省令による改正後の無線設備規則の一部を改正する省令（次項において「改正後平成十七年改正省令」という。）附則第三條第一項、第二項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる無線設備並びに平成十七年改正省令附則第五條第一項及び第四項から第六項までの規定によりなおその効力を有することとされる無線設備であつて、この省令による改正前の無線設備規則の一部を改正する省令（次項において「改正前平成十七年改正省令」という。）による改正後の無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の規定に適合しないものについては、令和四年十二月一日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限って、使用することができる。

3 この省令の施行の際現に改正前平成十七年改正省令附則第三條第一項、第二項及び第四項の規定により免許を受けた無線局であつて、改正前平成十七年改正省令による改正後の無線設備規則の規定に適合しない無線設備の使用について、令和四年十一月三十日までとする旨の免許の条件が付されているものは、当該条件が付されていないものとみなす。この場合において、当該無線設備の使用については、令和四年十二月一日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限って、使用することができる旨の条件が付されているものとみなす。

〔216 略〕

〔216 同上〕

告 示

〇総務省告示第二百七十九号
登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三〇の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三〇の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。
令和三年八月三日
総務大臣 武田 良太

N E W S

◎今年のハムフェアは中止されています

10月に開催予定だった今年のハムフェアは、新型コロナが終息しないため、中止されています。

(出稿 JA4KI)

◎JARL会員局名録が発行されます

特別の事情が無い限り、今までは2年に一度発行されていたJARL会員局名録は、来年が発行される年ですので、1月に発行される筈です。

JARL登録クラブの特典として、一定の部数以上をクラブでまとめて購入すれば、定価より安く、しかも送料不要で買えます。

いつもの如く、クラブ代表者のJE4NHCさんがその労を執ってくださいる筈ですので、購入できる条件に当てはまる希望者は、

JE4NHCさんへ申し込んでください。その際には、品物の授受の方法と、代金の支払い方法についてJE4NHCさんに迷惑をかけないように、確実な打ち合わせをしてください。

(出稿 JA4KI)